

第47回 松江市都市計画審議会 議事録

1 日時 令和3年8月30日(月) 13時30分～14時50分

2 場所 松江市市民活動センター 5階 交流ホール

3 出席者

(1) 委員 (15名中、出席者13名)

細田智久会長職務代理、足立裕子委員、荒薦章二委員代理岡村俊宏様、井上悦子委員、妹尾圭人委員、田中明子委員、田中昌子委員、津森良治委員、野々内誠委員、長谷川裕之委員、三島進委員、村松りえ委員、米田ときこ委員

(2) 事務局

松尾歴史まちづくり部長、井上歴史まちづくり部次長

都市政策課 服部課長、陶山主幹(計画係長)、道橋主幹、他4名

4 次第

・開会

・会長挨拶

・議事

議題第1号 松江市立地適正化計画の改定(防災指針の策定)について

・その他

・閉会

5 傍聴者数 1名

6 所管課 松江市 歴史まちづくり部 都市政策課(電話 0852-55-5373)

発言者	議 事
陶山係長	開会 それでは時間となりましたので、これより第 47 回松江市都市計画審議会を開会させていただきます。 私は司会進行を務めさせていただきます、都市政策課の陶山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座らせていただきます。 まず 1 点、開会にあたりまして、その前にちょっとご報告をさせていただきます。 本日、本来ですと藤居会長がご出席いただくところでございますが、急遽会議に出席することができないということでの連絡がありました。 都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定によりますと、会長が事故ある時は、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するという規定になってございます。 職務代理者につきましては、令和元年 11 月に開催いたしました第 40 回都市計画審議会におきまして、細田委員が指名をされております。 本日は細田委員に職務代理者ということで、議事進行をお願いさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 続いて、本日の予定でございます。 本日は、令和 2 年 6 月 10 日に都市再生特別措置法というものが改正になっております。この法改正に伴いまして、松江市が現在策定をいたしております立地適正化計画の改定を行うに当たりまして、都市計画審議会の皆様にご意見をいただくものでございます。 概ね 1 時間程度の会議時間を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、事務局を代表いたしまして、松尾歴史まちづくり部長より一言ご挨拶を申し上げます。
松尾部長	歴史まちづくり部長挨拶 失礼いたします。歴史まちづくり部長の松尾でございます。 開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。 本日の内容は、先ほど司会からお話がありました通り、昨年 6 月に都市再生特別措置法が改正されまして、これに伴う立地適正化計画の改定に係る案件でございます。 本市におきましては、先月上旬から度重なる豪雨災害に襲われ、多くの被害が出ております。 全国的にも近年、自然災害が頻発、激甚化しており、河川の氾濫や土

	砂災害等によって、生命や財産、社会経済に甚大な被害が及んでいるところでございます。 これらを背景といたしまして、今般、国において、安全安心なまちづくりの実現に向けて、関係法令の改正がなされたところでございます。 本市におきましては、平成31年3月に立地適正化計画を策定し、居住誘導区域を定め、持続可能な都市構造の形成を目指しておりますが、今般の法律改正に伴い、災害ハザードに対する、居住誘導区域の再検証を行い、防災対策等の記載をする、いわゆる防災指針を、この立地適正化計画に追記するよう法律が改正されました。 これに伴いまして、本日、都市計画審議会の委員の皆様方から意見を頂戴したいと考えております。 詳細につきましては、この後、担当者からご説明させていただきますが、委員の皆様方におかれましては、安全安心なまちづくり、そして本市の将来を見据え、大所高所から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、冒頭のご挨拶をさせていただきます。 本日もどうぞよろしくお願いいたします。 出欠の確認 それでは本日の出席状況についてご報告をさせていただきます。 冒頭申し上げましたが、本日は藤居会長、そして松浦俊彦委員がご欠席ということで承っております。 そして、松江警察署の荒薦委員様につきましては、代理にて、岡村交通第一課長様にご出席を頂いているという状況でございます。 従いまして、代理出席を含めてですね、委員総数15名中13名出席ということになってございます。 それでは開会にあたりまして、職務代理者であります細田委員の方から一言頂きたいと思います。 細田職務代理挨拶 はい。自分が職務代理者だということを全然知らなくて、今朝、知った次第です。よろしくお願いいたします。 今日の内容は、7月、8月の豪雨の際にですね、皆さん、危機感お持ちになったような関心が深い内容かと思います。 地域のそれぞれの実情も踏まえたご発言、そういった事情を教えてくださいなければという風に思っております。よろしくお願いいたします。
陶山係長	
細田会長代理	

陶山係長

資料の確認

細田委員どうもありがとうございました。

それでは資料の確認の方をさせていただきたいと思います。

本日の会議開催にあたりまして、事前に資料の方をお送りさせていただいていると思います。

A4 のですね、ホチキス止めをした資料で、表紙に第 47 回松江市都市計画審議会ということで次第とかそういったものが書いてある資料です。

こちらに A3、カラーの資料等がですね。1-1 から、最終ページが 1-3 までですね。液状化というように書いてあるページが最終のページになっております。

ページ等の欠落等ございましたら、また事務局の方に言っていただければと思います。

それと、本日、立地適正化計画を議題にするということでございますので、事前にはこういった立地適正化計画概要版っていうことで、パンフレットのようなものを同封させていただいていると思います。

本日はですね、テーブルの上に、概要版ではない、本書ですね、立地適正化計画の冊子を 1 冊置かせていただいております。

お手元に資料の方、ございますでしょうか。

はい。よろしければ、議事の方に入らせていただきたいと思います。

それではこれより先の議事進行につきましては、細田職務代理者の方をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

細田会長代理

定数・審議会成立の確認

はい。

それでは、本日の出欠状況について確認をさせていただきます。

本日は代理出席を含めまして、15 名中 13 名の委員の出席でございます。

過半数に達しておりますので、松江市都市計画審議会条例第 6 条に基づきまして、本会は成立をしておりますことをご確認させていただきます。

公開の確認

また公開確認ということで、本日の審議会の公開、非公開に関しまして確認をさせていただきます。

本日の審議会につきましては、都市計画審議会運営規則第 5 条に基づきまして、原則公開といたします。

道橋主幹

よろしいでしょうか。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

議題第1号については、都市再生特別措置法の改正に伴いまして、現在、松江市が作業を進めております、松江市立地適正化計画の改定について、皆さんのご意見を伺うものでございます。

それでは、事務局の方からご説明よろしく願いいたします。

事務局説明

失礼します。

事務局、都市政策課の道橋と申します。

私の方から今日の議題の説明をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。座って説明します。

それではですね、本日の資料であります、A3横の1-1の資料をご覧ください。

まずはじめに、背景と目的という部分のところになっておりますが、先ほど部長からもありました通りですね、最近自然災害によります災害が頻発しておりまして、激甚化し、いろいろな被害をもたらしているという状況になっております。

この安全なまちづくりのため、対策を講じることを主とします、都市再生特別措置法の改正が令和2年6月になされたところでございます。

この改正の概要につきましてはですね、四角囲いの下に絵で示しております3つのことを主とする改正でございます。

1つ目としましては、災害ハザードエリアにおきます開発抑制ということになっておりまして、災害レッドゾーンと言われるところについては、都市計画区域内全域において、原則開発禁止であるということ。

それから災害イエローゾーンというところがありますけれども、これは市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化するということで、災害イエローゾーンの市街化調整区域で行う場合は、原則駄目だよということになったところでございます。

それから、2つ目として右側の下に書いてございますけれども、災害ハザードエリアからの移転の促進ということも記されています。

そして、本日ご意見をお伺いする立地適正化計画の強化というこの3点を主とする改正が行われたところでございます。

この中で、特に立地適正化計画につきましては、現在、居住誘導区域を定めておるところですけれども、この居住誘導区域から、原則、災害レッドゾーンを除外することが求められております。

そして、今回主として説明するところでございますけれども、立地適

正化計画の中で、居住誘導区域に定めるところにつきましては、防災対策、安全確保策を定める防災指針を作成しなさいということが明記されたところでございます。

先ほど部長の挨拶にもありました通り、松江市におきましては、平成31年3月に立地適正化計画をすでに策定しておるところでございます。今回この法律改正を受けまして、新たに作る防災指針の部分、これを今の現行の立地適正化計画に組み入れて、改定をしたいという風に考えているところでございます。

それでここでちょっと、今の現行の立地適正化計画の説明を少しさせていただきます。

今日は、当日資料です。立地適正化計画の本の方をご覧くださいまして、まず1ページのところをご覧ください。

こちらでは同じように背景と目的という風に書かれておりまして、簡単に説明しますと、2段落目のところで、松江市におきましては平成12年に人口減少に転じたということで、空洞化等々の様々な問題が顕著化してきたという状況でございます。

このような状況を放置するということになりますと、当然市の魅力、にぎわいが低下するということもありますが、生活サービス機能の撤退、それから、公共交通の利便性の低下というようなことが起き、結果として、市街地での生活機能が損なわれていくという懸念がなされているところであります。

このような状況は、松江市にとどまらず、全国各都市においても同じことでございまして、人口減少、高齢化を背景として、都市の衰退に対し、国が平成26年8月に、都市再生特別措置法の改正を行いまして、医療、福祉施設、商業施設等の生活に関連する施設や、住宅がまとまって立地し、住民が公共交通にアクセスできる都市構造、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」というものの考え方を強く押し出しまして、各自治体に立地適正化計画の策定を求めたところでございます。

このことを受けまして、本市におきましては、都市マスタープランというものを平成30年3月に策定をしております。基本的な土地利用の方針を定めたところでございますけれども、本市の人口の約7割を占めます市街化区域、市街地におけます土地利用の方針を、より具体的に示すために、この立地適正化計画を策定することをしたところでございます。

この立地適正化計画の中で定めておりますのが、その次の段落で、居住誘導区域というものを設定。そして、都市機能を集約することを目的としまして、都市機能誘導区域という2つの区域を設定しております。

さらに、この都市機能誘導区域の中には、どういう施設を誘導するのかということを定めた誘導施設も同様に設定をしたところでございます。

このような立地適正化計画を策定することによりまして、持続可能な都市構造を確立していくことを目指し、策定したものでございます。はい、では以上であります。

続いて、めくっていただいて3ページをご覧くださいませでしょうか。

立地適正化計画の対象区域というところで、計画範囲がございまして、こちらは都市計画区域内ということになっておりまして、松江圏都市計画区域の松江の部分が若草色。それから、宍道町のあたり、緑の部分がありますけれども、こちらも都市計画区域を形成しておりまして、この着色している部分が、立地適正化計画の適用区域ということになっております。

目標年次は、松江市都市マスタープランの目標年次と同様に2027年度までの計画ということにしております。

続きまして、立地適正化計画の26、7、8ページあたりをご覧くださいませければと思います。

28ページの、居住誘導区域を設定するエリアというA3横の絵をご覧くださいませければと思います。

これが今、松江市の現立地適正化計画で定めております居住誘導区域でございます。

黄色で着色している部分が居住誘導区域で、松江圏都市計画区域の市街化区域、それと宍道都市計画区域の用途地域となっているところを居住誘導区域ということで定めております。

その中でもですね、ハザードの問題とかですね、工業専用地域というところで、市街化区域を基本としておりますけれども、その中で居住誘導区域に含めない区域ということで、左上の方に凡例を挙げてございまして、まず、市街化区域のうち居住誘導区域に含めないということで、工業専用地域、それから工業団地、それから住居が建てることができないようになっている地区計画を指定してある区域、という部分は居住誘導区域から外しております。

それからハザード、災害ハザードにより居住誘導区域から外しているところが、次の急傾斜地崩壊危険区域から浸水深2m以上の浸水想定区域というところにつきましては、災害ハザードであるので誘導すべきではないということで、こちらの部分のエリアを外しております。

それとあと、一番下の城山公園ということで、これは居住を誘導する

区域にはならないということで、こちらのところの部分については、居住誘導区域から外してございます。

まとめますとですね、左下のところに表がついておりますけども、市街化区域と用途地域、当時の面積が3,514ha でございましたけども、先ほど居住誘導区域に含めない区域ということで申し上げた合計が497ha ございます。

よって、差し引きで、現在の居住誘導区域は3,017ha ということで定めたところでございます。

続きまして、41 ページをご覧ください。

41 ページのところ、こちらではですね、都市機能誘導区域として誘導する施設の定義が書いてございます。

それから、都市機能誘導区域ということで設定をしている部分ですね、都市の中核エリアであったり、43 ページですけども、JR 乃木駅、島根県立大学周辺のエリア、そして最後に島根大学周辺エリアを都市機能誘導区域と定めておりまして、それぞれのエリアにおきまして、今ある都市機能を維持するとか、さらに新たに誘導を図る施設などを明確にして、誘導を図るということをしているところでございます。

それで、最後に51 ページのところをご覧くださいだと思います。

ここでは、目標設定を書いてございまして、居住誘導区域、それから都市機能誘導区域を定めることによりまして、目標としましては、居住誘導区域内の人口密度を一定程度維持するという目標を設定しております。

また、都市機能に関する目標といたしましては、都市機能誘導区域内に誘導する施設、維持する施設というものを、9 施設ほど目標年次までに増やしますという設定をしてございます。

それから、一応、公共交通に関する目標としましては、策定当時の2015 年、これの乗降数などを目標最終年次においても確保するということを目標に、立地適正化計画を運用しているところでございます。

立地適正化計画、現行の説明は以上でございます。

それではすみません、先ほどのA3 横の1-1 ページの資料に戻っていただきまして、これからは策定いたします、防災指針のイメージをお話させていただきます。

資料左下の部分でございます。

今回策定いたします防災指針、これにつきましては、居住誘導区域内における防災対策を示すものであります。

都市における災害リスクを整理、分析するとともに、防災まちづくりの将来像及び方針を明確にし、その実現に向けた対策やスケジュール等

を定めるものでございます。

この策定にあたりましてはですね、国から立地適正化計画策定の手引きというものが示されているところございまして、今回の法改正によりまして防災指針というものを追加されたところでございますけれども、この手引きにつきましても新たに追加されてございますので、この手引きに従って検討を進めていくというようなイメージになります。

手引きの検討の仕方となるものが、右上のところでは防災指針のイメージということで表記しています。

まず初めに、災害リスクの分析をするわけでありましてけれども、マクロの観点から、松江市全体では、どういうリスクがあるのかということをも整理します。その後、ミクロの分析ということで、居住誘導区域内において、災害リスクと思われるものをピックアップし、建物情報、都市計画情報を重ね合わせた上で、地域特性に応じた課題、それから課題の抽出、明確に見える化をしていくということになります。

その後、災害リスクの課題、これを踏まえまして、防災まちづくりの将来像及び取り組み方針を設定し、この実現に向けた具体的な対策やスケジュール等を定めていくというものでございます。

今回の法改正を受けまして、防災指針における災害リスクの分析結果、これを踏まえまして、リスクの回避が免れない区域では、居住誘導区域からの除外を検討する必要があるということが明確になっております。

指針のイメージは以上でございまして、その資料の右下になりますけれども、先ほど説明をさせていただきました、現行の立地適正化計画の中にどういう風に組み込むか、ということを示したものでございます。

左側が現状の立地適正化計画の章立てとなっております。今回策定をいたします防災指針につきましては、新たに第7章を新設して、ここに入れるということを想定してございます。

この防災指針を第7章に入れるということになりますと、その前段、現行の立地適正化計画の基本方針といったようなことで、若干手直しが必要になってくるかと思っておりますけれども、そこの整合を図りながら、第7章で防災指針を明記するということを想定しています。

指針の目次立てとしましては、防災指針の概要を初めに入れて、先ほども申しました災害リスク、これをどういう風に見るかということが重要なところかと思っております。その災害リスクの分析を終えて、将来どういう風なまちづくりをしていくかという方針、そして4項目として具体的なまちづくりの取り組みということで、策定をしていきたいと考えています。この4番目のまちづくりの取組という部分で、先ほど説明の中で

居住誘導区域内における防災対策を示すものでありますよという風に申し上げたところでございますけれども、この都市計画区域内ですね、市街化区域、用途地域の他にも、市街化調整区域であったり、宍道町では用途地域が指定されていない区域などもあります。こちらでもですね、そのハザードエリア内に既に居住されている方、お住まいになっている方がいらっしゃいますので、その方々に、どういう風な対策をするのかということもこちらの方に明記をして、周知をするという方向で行きたいと考えております。

それでは1枚めくっていただきまして、1-2の資料をご覧ください。

ここからがですね、ハザードということでまずマクロの分析ということで、松江市にどういうハザードがあって、どういう気になけなきやいけない項目があるかっていうのをまとめたところでございます。

表をご覧ください。

一番左側には災害の種別、そしてその隣にはですね、区域の名称、ハザードとなりうる名称を書いてございます。

その隣に都市計画運用指針という欄がございまして、赤枠で白抜きのレッド、それから黄色枠の黒字でイエローと書いておりますけれども、先ほどから何回か出てきたかと思えますけれども、災害レッドゾーンというのが、ここで示しておりますレッドと記載している5つの項目、これが法で定められている災害レッドゾーンでございます。

同じように、この黄色で書いてある黄色黒字で書かれてある5項目、これが災害イエローゾーンと法で定義されているものでございます。

表の説明に戻りますと、その右側にその区域の法令根拠、そして一番右側の備考のところに、松江市にその区域等々が該当するかないという風なことで書いてございます。

当然、この災害レッドゾーン、イエローゾーンというものは災害ハザードということで認知をされている部分でございまして、表の下の都市計画運用指針の説明書きをご覧くださいいただければと思いますけれども、ここで表記されている五つのレッドゾーンにつきまして、これは居住誘導区域には含まないこととすべきであると定められています。

それから、災害イエローの方ですけれども、イエローゾーンの区域の災害リスク、これにつきましては、それぞれの地域事情などを勘案し、居住を誘導することが適当でない場合、これは原則として居住誘導区域に含まないこととすべきであるということで、これは検討しなけなきやいけない項目ということで、形付けられております。

その下に、このイエローゾーンを居住誘導区域に含むか含まないかの判断は、想定される災害のハザード情報などを重ね合わせて、災害リス

ク分析を適切に行って判断しなさいということが書いてあります。

その下にですね、この災害イエローゾーンのうち、浸水想定区域、これについては、浸水深が深く、継続時間が長期に及ぶ地区や、氾濫により家屋倒壊等の恐れのある地区など、特にリスクが大きな地区が存在しているのですよということを運用指針の方が言っております。

この関係で、災害イエローゾーン、レッドゾーンではございませんけれども、上の表の水災害の5項目に、家屋倒壊等氾濫想定区域というのが松江市には設定がございますので、こちらリスクの分析として整理する必要があるということで項目を入れてございます。

それから一番下に地震災害として二つの想定項目を掲げております。

大規模盛土造成地、それから液状化危険度が高い区域ということで2つ項目を入れてございます。

こちらにつきましては、すでにホームページ等々で公表されている部分でございまして、こちら松江市全体のリスクの分析、判断する項目としては必要なものであるという風に判断をいたしまして、法で定めておりますレッドゾーン5つ、イエローゾーン5つ、プラス先ほどの運用指針で留意すべき事項としてあるのが1つ、それから独自で入れた部分が2項目ということで、こちらを災害ハザードということで整理をさせていただいたところでございます。

その後ですね、今度、居住誘導区域内のハザードの危険度分析というものをやってくる必要がありますけれども、居住誘導区域のミクロの分析に移る項目につきましては、水災害で7つの項目がございますけれども、上から3つは松江市の該当がなく、4つ目の浸水想定区域につきましては、洪水に関わる部分のみが松江市の該当になるということと、あとは家屋倒壊等氾濫想定区域の2項目。それから水災害の部分で一番下に津波浸水想定区域ということで該当があることになってございますけれども、この津波による浸水の想定区域は、日本海側の一部に若干設定がしてあるということで、居住誘導区域には影響がないものでございますので、こちらミクロの分析項目は外すと想定しております。

なので、水災害の部分につきましては、浸水想定洪水と家屋倒壊という2項目をミクロの分析ではします。そして、その下の土砂災害4項目、イエロー、レッドがございますけれども、これをすべて居住誘導区域内に該当しますので、このミクロ分析の対象とします。

そして地震災害、大規模盛土造成地、液状化という2項目につきましても、市街化区域、現居住誘導区域内に対象がございますので、以降の分析の方に、色んなことを書いてございます。

それでは右のページにさせていただきまして、ミクロの分析というこ

とで、水災害の部分の浸水想定区域について、まず説明します。

図の方はですね、現在の松江圏都市計画区域と宍道の居住誘導区域として定めている部分のところを赤紫色の線で囲っております。この赤紫色の線で囲った内側の部分が居住誘導区域となっております。右上にちょっと窓書きみたいな格好で宍道の部分の居住誘導区域も書かれています。

こちらは浸水想定区域ということで、想定最大規模の降雨があった場合に、浸水する恐れがある区域を示したもので、色がついてございますけどこれを重ね合わせた図でございます。

この想定最大規模というものにつきましては、平成 28 年ごろに、水防法などの法律で基準が変わりまして、1000 年に 1 度、降るか降らないかという雨を想定して、浸水想定をするということで基準が変わったところでございまして、具体的に申し上げますと、宍道湖、中海、それから斐伊川流域すべてということで、雲南市、松江市、安来市、出雲市のほぼ全域ですね、2 日間に 500 ミリの雨が降った場合に浸水するエリアということで定義がなされたところでございます。

そうした場合にはですね、この松江市の中心部あたりにもですね、結構着色がついておりまして、ちょっと色が見にくいんですけども、中心部あたりは、大体 3m 未満の浸水予測ということで、図示しているところでございます。

一部ですね、揖屋干拓地のあたりにちょっと色が濃くなっているところがございますけれども、こちらが 3m を超える浸水深が想定されるエリアということになっております。

この浸水エリアについて、これを居住誘導区域から外すか外さないかということでございますけれども、こちらにつきましては、浸水によるリスクの程度ということで、国が立地適正化計画の手引きであったり、技術的助言の中で、2 階の床下部分の浸水で抑えられる 3m というラインを目安にしてくださいということで示されているところでございます。

これに従いましてですね、現状、居住誘導区域の中では、3m 以上の水深になるようなところ、想定される場所はないですけども、国の基準によって、浸水深 3m を超える部分につきましては、居住誘導区域から除外をしたいという風に考えているところでございます。

続いてその下にですね、今度は家屋倒壊等氾濫想定区域というところで、図はですね、全く上のものと同じでございまして、東出雲町の意宇川のところの、川沿いのところを黒く太く書いてございます。こちらがですね、家屋倒壊等の氾濫想定区域に指定されているところでございます。

これは主にこの意宇川に流れる水流によって、川の岸、川際がですね、水に流され削られて、家が持っていかれるという、河岸浸食により家が持っていかれる恐れがある地域ということで、島根県の方から出されているところでございます。

この部分につきまして、近年ですけれども、特に松江市でも豪雨災害が発生して、今年におきましては、意宇川のちょっと上流部ではございましたけれども、警戒レベル5、避難しなさいというような情報が流れるという部分がですね、頻発しているという状況にございます。

こういう状況を踏まえますと、やはりこういう家が持っていかれる区域に指定されているということで、あえてそういう場所にですね、住居を誘導すべきではないのではないかという風に考えているところでございます。

ですので、この家屋倒壊等氾濫想定区域につきましては、居住誘導区域から除外する方向で検討を進めさせていただければなという風に考えているところでございます。

水災害の部分については以上でございまして、次のページをめくってください。

次のページはですね、土砂災害警戒区域。

土砂災害に関わるハザードを表したものでございます。

下絵のところが紫色で囲っている部分が、居住誘導区域の範囲内というところになっております。

その端々にですね、ちょっと凡例が見にくく申し訳ありませんけれども、土砂災害警戒区域であったり、特別警戒区域レッドゾーン、それから急傾斜の危険があるところ、地滑りの危険があるところというところが着色をしているところでございます。

こちらにつきましては、前段でちょっと説明をさせていただきましたですけれども、土砂災害に係るレッド、イエローゾーンにつきましては、現立地適正化計画におきましても、居住誘導区域からすでに除外をしているというところでございます。

その当時からですね、若干その後、県の方が告示を打ったりして、若干エリアが修正されておりますけれども、一応、前回の居住誘導区域の考え方に基きまして、土砂災害に関わりますレッドゾーン3つと、それからイエローゾーン1つにつきましては、居住誘導区域から除外をするということで変更なしということで対応させていただきたいと思っております。

続きましてですね、最後に新たに独自に追加した地震災害に基づきます事象ということで2項目あげてございます。

まず初めに大規模盛土造成地というところで、図上で、緑で表記しているところがございます。

これは一体何ぞやということでございますけれども、下に凡例が書いてございますけれども、大規模盛土造成地（谷埋め型）という風に書いてございまして、盛土面積が 3,000 m²以上盛っているところが緑で表記をされているところがございます。

凡例下には腹付け型という区分がありますけれども、こちらについては、松江市では該当がないというところで、上の、谷埋め型の緑の着色のみとなっております。

こちらにつきましては、国のガイドラインに基づきまして、こういう凡例に示すものがあるかないかということを示しているところがございます。

これにつきましては、注釈書きで書いてございますけれども、地震が発生した場合に、すべてがリスクになるのかということはずね、今こういう造成地があるんだよということだけを示しておりまして、このすべてがリスクになり得るかということには、まだ至ってない状況でございます。

ですので、今後、まだこの部分は、本当にリスクになるのかというのは、地盤調査であったり、さらに詳細な検査、調査を行わなければ、ハザードとして扱うべきではないだろうという風に考えてございまして、現状こういう盛土のエリアがあるよということだけ表示をさせさせていただきまして、居住誘導区域から除外することはしないということで対応したいという考えでございます。

それから最後に、液状化でございます。

ちょっとこれ一見するとですね、結構色がケバケバしく、塗ってある状況になっておりますけれども、一応、この図の凡例、ちょっと小さくて申し訳ありませんけれども、液状化の危険度が極めて高いという部分が赤、それから結構高いものをオレンジ、低いというのが緑、青がほとんどないでしょうということで着色をしております。

着色がないところが、液状化が想定されないということになっております。

こちらにつきましては、平成 30 年 3 月にですね、島根県が地震津波想定調査というものを行った上で公表をしているデータでございます。

色の部分を見ていただきますと、四角くなっているところを見ていただけるかと思うんですけれども、この調査におきましては、大体全域をですね、250m 四方のメッシュでですね、地層分けをしております、いろんな机上判断の下で、そういう微地形部分なるものを分類し

て、地盤をモデル化しているという状況になっています。

その地盤の標準化といいますか、ルールづけをした上で、液状化が起りやすいところの、地上から約 1m の水位に地下水があるという前提で、シミュレーションをされているところでございます。

その上で、1964 年に新潟地震という大きな地震があったようでございますけれども、その時の液状化の様子が酷かったということで、そういう時の状況から、先ほどの地層分類をした上でシミュレーションをなされた結果がこのような状況ということになってございます。

想定されます地震の規模ですけれども、こちらはご存知かと思えますけど宍道断層のところ、美保関の山地あたりから 20km 程度の断層があるわけでございます。

これがずれた時の想定地震でございまして、想定規模としてはマグニチュード 7.1、震源付近の最大震度 7 という部分でシミュレーションをしたという調査結果になってございます。

一見するとですね、非常に赤くて大変危険じゃないかという風な状況が想像されるわけでありましてけれども、いざ実際、最近この松江圏で起きた一番大きな地震、平成 12 年に鳥取県西部地震というものが起きました。

この時の震度は、松江市全域で 5 弱ということになってまして、宍道町の一部で 5 強というものが記録をされているという風に記録が残っておりますけれども、その震度の地震が来た場合にですね、松江市ではほとんど液状化の被害はなかったということで報告があります。

この発生したところを見てみますとですね、八束町の江島の工業団地であったり、中海の臨海地区、海の近いところでしかその液状化が起ってなかったという状況の報告があったところでございます。

そういう事実を踏まえますとですね、今回、島根県が公表していられしゃいます液状化のデータになりますけれども、先ほど申しましたように 250m のメッシュで、地層など分類しているということで、はっきりリスクがあるかどうかということになりますと、その地点ごとのですね、ボーリング調査、これによって詳細な調査をしなければ、本当に危険であるかどうかというのは判断できないということでございまして、先ほどの大規模盛土と同様にですね、現段階でこれがリスクであるのかということがなかなか判断できないのではないかという風に事務局では考えております。

よってこの地震の災害によります液状化と、大規模盛土造成地につきましては、ハザードとして認めるには尚早ではないかという風に考えておりまして、居住誘導区域から外さないという方向で今後、検討に入り

	たいと思っております。
服部課長	すみません、説明は以上なんですけれども、1点修正をさせていただきたいと思っております。 A3 のですね、一番初めの方に背景と目的ということで、お示ししておりますけれども、一番初めのページのですね、背景と目的の上の方にですね、3行目の令和2年6月に「都市再生特別措置法」の改正と書いておりますけれども、正しくは、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」の公布に修正をお願いいたします。 合せて、「令和2年の法改正を受け」のところにつきましては、都市再生特別措置法の改正という形をちょっと挿入をさせていただくように、資料の方を訂正させていただきたいと思っております。 申し訳ございませんでした。
細田会長代理	はい。 事務局からご説明がありました。 説明の主な内容は昨年、令和2年ですね、先ほど説明のあった一連の法の改正によって、浸水想定区域など、災害リスクについての分析を行って、そのリスク分析に基づいて、災害リスクの高いエリアを立地適正化の居住誘導区域から除外しなければならなくなったというそういう経緯があると考えております。 そこで、今回松江市において想定される災害リスクを分析されて、分析は5つですね。 その中で、浸水想定区域は3mとすれば、揖屋の干拓地なんだけど、ここは元々居住誘導区域に含まれていないと。 あと家屋倒壊等氾濫想定区域というところは、意宇川流域の河岸浸食の恐れがある川の岸のところが想定されると。 ここは除外すべきではないかというようなご提案だったと思います。 資料最終ページのところだと、土砂災害警戒区域のところは、松江市では、あらかじめ立地適正化計画を作るときにほとんど除いていたので、ほとんど軽微な修正でいけるかと思います。 大規模盛土造成地と液状化については、なかなかリスクを現段階では評価し辛いことで、ここは時期尚早ではないかということで、今回見送るという、そういったご趣旨ではなかったかと思っております。 大体こういう感じですかね。 少し説明が詳細になりましたけれども、ご意見、ご質問等がありましたら、委員からご発言よろしくをお願いいたします。

	分からない点など、気軽にご質問いただければ。 はい。では田中委員よろしくお願いします。
田中昌子委員	先ほどご説明いただきました資料 1-3 でしょうね、大規模盛土造成地についてなんですが、これ盛土というのがもう随分昔から繰り返されていることだと思うんですが、この盛土というのはいつの段階からの盛土について言われているものなのかというのがちょっと。 例えば昭和 45 年 12 月 25 日だとかそれ以前は関係ないとか、そういう風な何か具体的なものがあるのかどうなのか、ちょっとその辺確認させてください。
服部課長	大規模盛土造成地について、いつかというものは、ございませんので、遡れるところまではすべてとなります。
田中昌子委員	調べるのに相当大変ですよ。 何十年のレベルではなく、何百年も含まれるということですか。
服部課長	そうですね、上に宅地があるっていうところがありましてですね、宅地の造成の盛土という形になりますので、基準年としては、開発許可があるかないかの昭和 45 年になります。 基準年度としてはあるんですけども、その前から団地造成されておりますので、団地造成の遡れるところでございます。
田中昌子委員	そしたら昭和 40 年前後というのも、例えば湊北台だとか南平台だとか、東光台っていう感じでしょうか。
服部課長	開発許可前というところは、そのとおりです。
田中昌子委員	ありがとうございます。
細田会長代理	そのほか。はい。どうぞ。
村松委員	議題の第 1 号の左側のページに、災害ハザードエリアからの移転の促進というところがあるんですけども、これは今住んでおられる方のところが、レッドゾーンとかだった場合に移転を促進していくということになるんですか。 具体的にそれがどういう風に働きかけをするのとか、レッドゾーンに

	個別に住んでおられる方にお知らせをするのだとか、そういう具体的なことが何か決まっておられるなら教えてください。
陶山係長	都市政策課の陶山でございます。 これはですね、あくまでも1例ということで災害ハザードから移転をするということも防災対策の一つではないかというところございます。 今実際、江の川では河川流域周辺でですね、集団移転の話っていうのは新聞報道等でも出ていると思いますが、本当にそういった、直ちに命の危険が生じるようなところについては、今回、大体4年で3回、なんかこう浸水を受けたっていうようなところもあったようにですね、そういったところではある程度、移転も含めた対策っていうのは、検討が必要ではないという風に思っておりますが、今回この防災指針の中でそこまでの対策を踏み込んで書くかどうかというのは、今後の検討ではないかなと。 あくまでも理想を求めると、そういった究極論としては危険なところから安全なところに移転していただくということも対策の1つになるのではないかという風に思います。現時点ではそういう対策をするのかっていうのは決定してはございません。
細田会長代理	はい。どうぞ。
長谷川委員	長谷川です。 お世話になります。 今日の議題ということで、防災指針の策定ということになってるんですけども、今の一連のお話を伺う限りは居住誘導区域をどうするかということに、非常に論点が絞られていくような気がしたんですが、それで正しいでしょうか。
陶山係長	はい。すみません。 今回はですね、今すでにもう居住誘導区域は、平成31年3月時点で立地適正化計画を作った時点で設定は終わっております。 その後、法律の改正が今回行われたということで、今現状、災害ハザードに該当するところっていうのも含まれてるところがあるんじゃないかということで、水害であったりとか地震災害、いろいろな災害種別によってリスクを分析し、外すべきところがあれば外すというような手続きをするということで、今回この作業を開始したというものでございます。

長谷川委員	災害の種類によって外すかどうかというのを議論するのが今日の議論のポイントというところでよろしいでしょうか。 わかりました。 災害によってというところなんですけれども、一つの災害だけにしてしまうと、何と言うんでしょう、複合災害ってこともあり得るわけですので、例えば緊急避難しなきゃいけなくなったときに、避難が実はできないような状況になってしまうということも考えられる。 例えば松江市の場合は、大橋川という川がちょうど分断するような形で流れていますので、大きな地震が来た時などは、例えば避難路がなくなってしまうという可能性も想定できますよね。 ですので、そういうのじゃなくともう少し広い観点で、防災指針というものをたてられた方がいいんじゃないのかなという風に思いましたので、少しコメントさせていただければと思いました。 以上です。 ありがとうございました。
細田会長代理	あれですね、複合的に考えてみては、というお話でしたね。 はい、ありがとうございます。 その他にありますでしょうか。
三島委員	いいですか。
細田会長代理	はい。お願いします。
三島委員	先ほどこちっと質問があったんですけども、すでに建つところ、そこがレッドゾーンだったりイエローであったり。 そのものに対してどういう啓発をするかしないかという質問をされたと思います。 それに対して確か答弁がなかったかと思ってますが、それに合わせて、仮にこれが指定をされた、そうすると、万が一そこで例えば土砂災害が起きたという時には、何らかのメリットがあるということですか。
陶山係長	すみません、陶山でございます。 今回はですね、居住誘導区域ということで、まず大原則、松江市の思いとしてですね、どこに住んでももらいたいかというところをまずお示しするというのがこの立地適正化計画でいう、居住誘導区域の目的になり

	ます。 そして、先程から出ておりますレッドゾーンであるとかイエローゾーンと言われるところ、既にお住いの方もいらっしゃるというのは事実でございます。 あくまでも計画としての将来的な安心安全なまちづくりとして、行政としてどこに住んでももらいたいかっていうところをまずお示しをするというところで大きな目的があるのではないかという風に思っております。 そして今回、防災指針ということでございますので、そういったところにすでにお住まいの方に対する対策っていうところですね、移転というところも1つ選択肢であるかもしれません。 ただ、実際イエローゾーン、レッドゾーンっていうものはもうすでに指定をしながら公表をしておりますので、それなりに何かあったときには、崩れる危険性が高いところですよというのは、周知の事実として、お住いの方にそういったことは知らせてあるという風に思っております。 それと、あとお知らせというだけじゃなくて、何らか例えば家を頑丈にしなきゃいけないのであれば、そういった建物を強固にするための支援策であるとか、そういったことは今後考えていく必要があるんじゃないかっていう風には思っております。 以上になります。
細田会長代理	居住誘導区域内は、比較的安全だし、インフラも整っているんで、そこに住んでいただきたいということだと思います。 それ以外のところについては、こういうリスクがありますということは明示されていて、なるべく気をつけながら擁壁にひびがないとか、いろんなことは早期に住民の方を通して気を付けていただいて、みたいな、そういう啓発にも、一応区域を分けるということで繋がっていくのかなという風な思いは致しました。 なかなかね、それ以上の積極的な啓発とかいろんな補償とかというのは難しいのかもしれませんが。 その他ご意見ありますでしょうか。
三島委員	もう一点いいですか。
細田会長代理	どうぞ。お願いします。

三島委員	先ほど意宇川の話が出ましたが、すでに今年、去年から2度3度避難ということで警告いただいたわけでございます、伝えているわけでありますけれども、そこに対する行政、今日は県もいらっしゃいますけれども、行政のものの考え方ということをはっきりしないと、ここは危険ですよ、駄目ですよって言っても、すでに住んでる人がおるわけですよ。 住んでる人をどう守るかということも大きな役目だと思ってまして、居住誘導区域の話、私は後だと思ってます。 当然、ここは駄目ですよ、悪いところですよ、危険ですよ、これは当たり前前のことであってですね、現在そのような場所をどのような対策をいつからどうするか。 いろいろな物の考え方というものが、方向性が私は出されるべきだと思っております。 もちろんこの立地適正化計画で誘導区域についてのお話はわかりましたが、誘導区域については、当然これがあってもなくても仮に行政で申請があっても、そういうものを認めないわけですから、危険なところは。 だからあえて強調する必要は、私は特にないと思います。 前段について、もしお考えがあれば。
陶山係長	ご意見ありがとうございます。 議題1のA3資料の方、議題の1の1ページの方をご覧くださいよろしいでしょうか。 今回、防災指針という第7章について追記をすると。 その中で、当然誘導という将来にわたってそこに住んでいただかないようにするための策っていうのは、将来を見据えながらするっていうのは一つありますが、先ほど三島委員からおっしゃられた通り、もうすでにそういったところに住んでる人たちをどうするのかというようなことに対しては、3番、防災まちづくり将来像の方針であるとか、あるいは、防災まちづくりの取り組みといったところで、要はすでにそういったところにお住まいの方もおられる現状を踏まえて、行政としてどういう対策を打っていくのかというようなところで、しっかり明記をしていくという風になってくるかと思います。 また、このことに関してはこれから我々も行政方針として、いろいろと地域防災計画であるとか、そういった諸々の既製の計画を踏まえながら、この対策方針というのをしっかり打ち出していけるように考えて参りたいと思っておりますので、またそういった提起に対しまして、ご意

	見をいただければという風に思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 以上でございます。
細田会長代理	今後の防災まちづくりの将来像の方針の方で、そのあたりも含めて、というところですか。
陶山係長	どこまで踏み込めるかっていうのもあるとは思いますが、できる限り踏み込める部分をしっかり踏み込んでいくってのは、大事なことだという風に思っておりますので検討して参りたいという風に思います。
三島委員	ちょっと蛇足になりますけど、今、先般の大水で江の川が氾濫した、こういうことであります。 これで2度3度と同じところが同じような氾濫をしてるわけですが、結局、いわゆる人災が無かったら幸せだったなあと表現はされてますけど。 2度3度やって初めて、今回県の方がいらっしゃいますが、200億の予算がついたというお話は聞いております。 ところが200億を、この1年2年でやられることであればわかりますが、そのものをやっていただいても、もう現在すでに入ってる住居は住めない状況になっている。 完成したところにそこに人間がおるかやと。 こういう懸念もせざるをえないわけですね。 でありますので、私がなぜ先程のように危険であるところを先に直すような考えがあるんじゃないか、手を打つべきじゃないかと、こういうこと言ってるわけで、今後の話は私はそれでどうするかというので、検討しますとだけではなくて。 中でしっかり論議をしていただいて、方向性を出していただく。 県の示しだと思っておりますけれど、このたび江の川などでもそうでありますし、それから広島でも全く同じであります。 同じところで同じように被災したのに、また人間おかしなもので、そこに建てたいということで建ててるわけですので、そのものに対してこのハザード化というものが、仮に広島の方で出来て、ここは駄目ですよということで許可をしなければいいわけですが、許可をして、災害に巻き込まれる、それはもう本人の自由ですから。 そういう意味では、今回の誘導地域というのは、私は有効であるという風に思っておりますが、それはそれとして、先程も言いましたように

	やっぱり早く手を打っていただかないと、やっぱり市民の安心感というものは、私はないと思っておりますので、そういう意味で1つご検討をお願いしたいし、何か機会で議題を決めていただきたいという風に思います。 以上です。
細田会長代理	審議会の所掌からは、ちょっと踏み込むかもしれませんが、何度も繰り返すエリアについてはお早めに検討していただきたい、何か手を打っていただきたいというようなことが三島委員からのご提案だったかなと思います。ということです。ありがとうございます。 その他ございますでしょうか。 大体予定の時間になって参りました。 少しコロナの事もありますので、あまり長時間っていうのもなんですので、それでは質疑応答の方はこれまでとさせていただきたいという風に思います。 本日出ました意見などについては、事務局にて整理いただいて、次回へ繋げていただきたいと思います。よろしくお願いします。 また何かこれ以上何かありましたら、事務局の方で、メールやファックス等で共有していただきたいという風に思っております。 議事は以上となりますが、その他ということで事務局より何かありますでしょうか。
陶山係長	その他事項 はい。 事務局の陶山でございます。 特にその他ということで大きな連絡事項はございませんが、先ほど細田委員の方からいただいたように、本日の資料または、説明を聞かれたところで、今日、実際意見を言えなかったということもあるかと思えます。 またメールとか、そういったことでですね、言い忘れたこととか、提案とか、こういったことをしっかり防災指針で考えていくべきではないかというようなことがございましたら、都市政策課の方に、またメールとかそういったことでご連絡を賜ればありがたいかと思っておりますのでよろしくお願いします。 特にその他の連絡事項ということはございません。
細田会長代理	それでは議事録署名人の指名ということで、今回は15番の米田とき

陶山係長

こ委員、1 番の足立裕子委員の 2 名の方をお願いしたいと思います。

後日、事務局の方からご連絡があると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局の方にお返ししたいと思います。

議事録署名人の指名

細田委員、どうもありがとうございました。

急な職務代理ということで、ご指名といいますか、お願いをさせていただいたにもかかわらず、円滑な議事運営をしていただきまして本当にありがとうございました。

なお、署名の各委員の方々には、こちらの方から後日連絡をさせていただき、お伺いをさせていただきたいと思います。

では本日、このメンバーでの都市計画審議会というのはちょうど改正時期がですね、今年の 8 月 31 日、明日までが任期ということになってございました。

これからまた、次期の委員の任命手続き等々については説明させていただきますが、退任される委員の方もいらっしゃいます。

実際、先ほど長谷川委員の方から、そういった「わたしの任期が切れる」というようなこともあったのではないかという風に思いますが、それぞれの立場の中でですね、都市計画審議会の委員ではなくなったとしてもですね、色んなところで我々いろんな都市計画説明会でありますとか、そういった都市計画に関するまちづくりに対するいろんな意見をいただく機会もございますので、また大所高所からいろんなご意見、賜りますようお願いをいたしますとともに、本日もいろんなご意見賜りましたことを、御礼を申し上げまして、感謝させていただきます。

どうもありがとうございました。

それでは、これにて第 47 回都市計画審議会の方、閉会をさせていただきたいと思います。

本日は、活発なご議論をいただきましてありがとうございます。

また次回、この意見を踏まえまして、色々なご提案をさせていただきたいと思いますので、また慎重審議をお願いいたしまして、これにて閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(以上)

第 47 回 松江市都市計画審議会 議事録

署名

会長
(職務代理) _____

委員 _____

委員 _____